

鳥取県ゴゼンタチバナ保護管理事業計画

．事業の目標

ゴゼンタチバナは、ミズキ科ゴゼンタチバナ属に属する常緑多年生草本植物で、地下茎を引き、茎高は10cmにも満たない小型である。日本の分布地は植物名が白山の御前峰に由来しているとおり、本州中部以北の亜高山の針葉樹林下に普通に見られ、奈良県と四国の愛媛県の亜高山帯にも隔離的分布していることが知られている。しかし、鳥取県にも分布していることが近年発見され、「レッドデータブックとっとり」に絶滅危惧植物として記載されている。

鳥取県での分布は、三国山の支尾根上部に小個体群が点在しているのみで極めて希少である。点在する生育地付近はいずれもチシマザサがやや粗密である尾根のため辛うじて残存しているような状態である。そのため、チシマザサの進出繁茂による絶滅が危惧されおり、緊急に生育環境の改善が必要である。このため、平成14年に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動植物種に指定された。

本事業は、県内の生育地の環境の改変により、個体の減少が始まり絶滅の危機に瀕しているという現状に鑑み、生育環境の改善を図り、適切な維持管理を県民と協働して実施していくための方策等を検討し、ゴゼンタチバナが自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

．事業の区域

県内における本種の分布域

・事業の内容

1 個体群の保全・管理

(1) モニタリング

ゴゼンタチバナの生育地は個体群の衰退と環境の改変が進んでいることから、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施し、即応的な対策を図る。

(2) 生育地における採取の防止

ゴゼンタチバナの生育地は県内に1箇所しか確認されていないため、その希少性から、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、採取が禁止されている。従って、そのことを積極的に周知すること等により厳重な採取の防止を図る。

(3) 土地利用の調整

かつてはブナ林の林床に生育していたが、伐採により厳しい風雪にさらされる環境に変化した結果、樹木の回復が阻害されてササ草原のまま遷移が進まない状態で現在に至っているものと考えられる。

従って、土地所有者の意向等も踏まえながら本来の生育環境であるブナ林の再生を図ることが望まれる。

(4) 生育地の拡大

本種の増殖は、生育地における野外個体群の維持・拡大によることを基本とするが、生育地が少ないことから、必要に応じて人工増殖又は野生個体群の移植による分布域の拡大を検討する。

個体の再導入に当たっては、遺伝的かく乱等により野外個体群の存続を脅かすおそれがあることに十分留意する。

(5) 持続的な保全・管理

生育地の安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴や環境の中での役割や価値を周知して、地元住民との協働で持続的に担える保全・管理の方策を検討する。

2 生育環境の保全・管理

(1) 生育環境の改善

生育地の管理としては、緊急にチシマザサの刈り払い及び継続的な環境保全が必要である。なお、ゴゼンタチバナの生育地は、木漏れ日の差す林床であるため、チシマザサ以外の低木などの伐採は注意して実施する必要がある。

(2) 生育地保全策の検討

生育地である草原の保全は、長期安定的な生育地の確保が極めて重要である。そこで、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」による希少野生動植物自然生態系保全地域の指定や、自然公園法等の他法令や条例等の活用を検討する。

(3) 保全管理体制の整備

ゴゼンタチバナは、その希少性からこれまで生育地の公開は行われていない。今後は生育地が公開されていないような希少種でも多くの県民の周知により、県民との協働で保全管理していく体制の形成が必要であり、そのような方向の中で保全管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

現段階では場所を特定せずに、希少野生動植物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を図ることを目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う県、市町村、民間団体、地元住民等の幅広い主体及びその相互協力によって図られるよう努める。

3 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の種の保護に関する条例関係

ゴゼンタチバナの生育地は1箇所しかなく、また、生育環境の悪化により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、原則としてその採取等が禁止されている。また、特定希少野生動植物自然生態系保全地域の指定については、生育地を告示する必要があるため、その場所が特定されやすくなるため、十分な採取防止策の実施を前提として行うこととする。

(2) その他の法令関係

生育地は、自然公園法の特別地域に指定されていることから、同法に基づき採取等が禁止されている。従って、同法を調整して保全を図っていくことも必要である。

4 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 種の普及啓発の推進

ゴゼンタチバナは一般の県民にはほとんど知られていない種であり、その保護管理に関する施策の推進に際しては、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について効果的な普及啓発を推進する。

更に、将来的には保護活動への地元住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発方策を推進する。

(2) 社会的支援方策

普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から、希少野生動植物の保護管理を担う人材の育成を確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

5 事業推進への連携体制

ゴゼンタチバナ保護管理事業の実施に当たっては、地元自治体・民間団体・地元住民等による連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。